

(4) 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設(魚腸骨処理場、有機質肥料製造施設)に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数15)を定めている。

(7) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。

(1) 仙台市悪臭対策指導要綱

「仙台市悪臭対策指導要綱」では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による指導基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。

オ. 水質汚濁

(7) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)がある。このほか、人の健康と保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」とされ、水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表6.2.7-28・29のとおりである。

表 6.2.7-28 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 注：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」
 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) より作成

表 6.2.7-29 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号 平成21年11月30日)より作成

また、生活環境の保全に関する環境基準は、表6.2.7-30・31のとおりである。このほかに、水生生物の保全に係る項目として、表6.2.7-32に示すクロロホルム等6項目が「要監視項目」とされている。

生活環境項目について、河川、海域ごとにあてはめるべき水域と類型は、表6.2.7-33及び図6.2.7-8のとおりである。調査範囲内では、七北田川中流がB類型（河川）、砂押川、貞山運河、七北田川下流、梅田川がC類型（河川）、仙台港地先海域（甲）がC類型（海域）、仙台港地先海域（乙）がB類型（海域）、仙台港地先海域（丙）がA類型（海域）に指定されている。

表 6.2.7-30(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全、及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—

- 注：1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全
4. 水道1級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級；沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
5. 水産1級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
6. 工業用水1級；沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級；特殊の浄水操作を行うもの
7. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）より作成

表 6.2.7-30(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下

注：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）より作成

表 6.2.7-31(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(海域)）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	11-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- 注：1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。
 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」
 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より作成

表 6.2.7-31(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(海域)）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

- 注：1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 5. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」
 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より作成

表 6.2.7-31(3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(海域)）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又 は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」
 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より作成

表 6.2.7-31(4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(海域)）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

注：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」
(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) より作成

表 6.2.7-32 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に関する環境基準）

項目	淡水域		海水域	
	類型	指針値	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L 以下	生物A	0.8 mg/L 以下
	生物特A	0.006 mg/L 以下	生物特A	0.8 mg/L 以下
	生物B	3 mg/L 以下		
	生物特B	3 mg/L 以下		
フェノール	生物A	0.05 mg/L 以下	生物A	2 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下	生物特A	0.2 mg/L 以下
	生物B	0.08 mg/L 以下		
	生物特B	0.01 mg/L 以下		
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L 以下	生物A	0.3 mg/L 以下
	生物特A	1 mg/L 以下	生物特A	0.03 mg/L 以下
	生物B	1 mg/L 以下		
	生物特B	1 mg/L 以下		
4-t-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/L 以下	生物A	0.0009 mg/L 以下
	生物特A	0.0007 mg/L 以下	生物特A	0.0004 mg/L 以下
	生物B	0.004 mg/L 以下		
	生物特B	0.003 mg/L 以下		
アニリン	生物A	0.02 mg/L 以下	生物A	0.1 mg/L 以下
	生物特A	0.02 mg/L 以下	生物特A	0.1 mg/L 以下
	生物B	0.02 mg/L 以下		
	生物特B	0.02 mg/L 以下		
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/L 以下	生物A	0.02 mg/L 以下
	生物特A	0.003 mg/L 以下	生物特A	0.01 mg/L 以下
	生物B	0.03 mg/L 以下		
	生物特B	0.02 mg/L 以下		

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」
(平成15年11月5日環水企発031105001号・環水管発第031105001号)
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(平成25年3月 環水大発第1303272号) より作成

表 6. 2. 7-33 生活環境の保全に関する類型指定状況

水系・水域名		水域の範囲	類 型	期 間	年月日	指定機関
河川	松島湾	砂押川上流（多賀城堰より上流）	C	イ	2005. 9. 16 (1971. 5. 25 閣議決定の 改訂)	県
		砂押川下流（多賀城堰より下流）	C	イ	2005. 9. 16 (1971. 5. 25 閣議決定の 改訂)	県
		貞山運河（仙台塩釜港仙台地区と塩釜港を結ぶ水路）	C	イ	H17. 9. 16 (1971. 5. 25 閣議決定の 改訂)	県
	七北田川	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	1972. 4. 28	県
		七北田川下流（梅田川合流点より下流）	C	ロ	1972. 4. 28	県
		梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	2005. 9. 16 (1970. 9. 1 閣議決定の 改訂)	県
海域	仙台港地先	仙台港地先海域（甲）兜島南端と南防波堤突端を結ぶ線の内側の港内	C	イ	1972. 4. 28	県
		仙台港地先海域（乙）仙台港北防波堤基部より半径2000mの円内に囲まれた海域（C海域を除く）と七北田河口右岸から南側3000mの地点と南防波堤を結ぶ汀線より前面1200mの海域	B	イ	1972. 4. 28	県
		仙台港地先海域（丙）宮城郡七ヶ浜町花淵浜字寺浜26番地、花淵崎から仙台市荒浜に至る陸岸の地先海域であって、仙台港地先海域（甲）及び仙台港地先海域（乙）に係る部分を除いたもの。	A	イ	1972. 4. 28	県

注：「期間」におけるイ・ロは、以下の達成目標期間を示す。

イ 直ちに達成

ロ 5年以内で可及的速やかに達成

〔「環境基準の水域類型の指定」（昭和47年4月28日宮城県告示第373号）
「環境基準と水域類型あてはめ」（2018年11月閲覧、宮城県HP）より作成〕



[「平成29年版宮城県環境白書（資料編）」（平成30年、宮城県）より作成]

凡例

計画地

類型指定（河川）

- B類型（県指定）
- C類型（県指定）
- 指定なし

類型指定（海域）

- A類型（県指定）
- B類型（県指定）
- C類型（県指定）

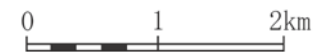


図 6.2.7-8 水質に係る類型指定状況

(イ) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は「水質汚濁防止法」、「宮城県公害防止条例」及び「仙台市公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表6.2.7-34・35、地下浸透基準は表6.2.7-36のとおりである。

表 6.2.7-34 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類	一律排水基準	宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
砒(ひ)素及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1 mg/L	0.2 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L	シス体：0.04 mg/L トランス体：0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.03 mg/L	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外	10 mg/L	10 mg/L ^{注4)}
	海域	230 mg/L	230 mg/L ^{注4)}
ふっ素及びその化合物	海域以外	8 mg/L	8 mg/L ^{注5)}
	海域	15 mg/L	15 mg/L ^{注5)}
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L ^{注3)}	100 mg/L	—
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.5 mg/L	—

注：1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

3. 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

4. ほう素及びその化合物についての規制基準は、温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排水にあっては、1Lにつきほう素500mgとする。

5. ふっ素及びその化合物についての規制基準は、1974年12月1日以前からゆう出している温泉を利用する公衆浴場業及び同月2日以降ゆう出した温泉を利用する公衆浴場業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満のものに限る。）に属する事業場に係る排水にあっては、1Lにつきふっ素50mg、同日以降ゆう出した温泉を利用する公衆浴場業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上であって、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）に属する事業場に係る排水にあっては、1Lにつきふっ素15mgとする。

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成

表 6.2.7-35 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境項目に係る排水基準）

項目	区分	許容限度				
		水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準 ^{※2} ^{※6}			
			下水道整備区域	その他の区域		
排水	50 m ³ /日以上	25 m ³ /日以上		50 m ³ /日以上 25 m ³ /日以上 ^{※4}		
水素イオン濃度 (pH)	海域に排出する場合	5.0 以上 9.0 以下	—	—	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下
	海域以外に排出する場合	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (120mg/L)	30mg/L (20mg/L)	130mg/L (100mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)	160mg/L (120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (150mg/L)	90mg/L (70mg/L)	200mg/L (150mg/L)	200mg/L (150mg/L)	200mg/L (150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L	30mg/L	30mg/L	30mg/L	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
銅含有量		3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L	5mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L
クロム含有量		2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数		(3000 個/cm ³)	(3000 個/cm ³)	(3000 個/cm ³)	(3000 個/cm ³)	(3000 個/cm ³)
窒素含有量 ^{※3}		120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	120mg/L (60mg/L)	—
燐含有量 ^{※4}		16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	16mg/L (8mg/L)	—

注：1. ()内の数値は、日間平均値を示す。

2. 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうち溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。
3. 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。
4. 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。
5. 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※2の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。
6. 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場等から排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)
「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日宮城県条例第40号)
「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)
「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日仙台市規則第25号)より作成

表 6. 2. 7-36 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

有害物質の種類	地下浸透基準	
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	
シアン化合物	0.1 mg/L	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	
六価クロム化合物	0.04 mg/L	
ヒ素及びその化合物	0.005 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	
ジクロロメタン	0.002 mg/L	
四塩化炭素	0.0002 mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	
1,1ジクロロエチレン	0.002 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン*	0.004 mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L	
チウラム	0.0006 mg/L	
シマジン	0.0003 mg/L	
チオベンカルブ	0.002 mg/L	
ベンゼン	0.001 mg/L	
セレン及びその化合物	0.002 mg/L	
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L	
ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	0.7 mg/L
	亜硝酸化合物	0.2 mg/L
	硝酸化合物	0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	

注：シス-1,2-ジクロロエチレンは、2019年4月より1,2-ジクロロエチレンに変更された。

〔「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
（平成元年8月21日環境庁告示第39号）より作成〕

(ウ) 下水排除基準

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」及び各市町の下水道条例により、表6.2.7-37のとおり下水排除基準が定められている。

表 6.2.7-37 下水排除基準

対象物質又は項目	下水排除基準	
水温 ^{※1}	45 (40) °C 未満	
水素イオン濃度 (pH) ^{※1}	5.0 を超え 9.0 (5.7 を超え 8.7) 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD) ^{※1}	600 (300) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS) ^{※1}	600 (300) mg/L 未満	
沃素消費量	220mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5mg/L 以下
	動植物油脂類	30mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
シアン化合物	1mg/L 以下	
有機燐化合物	1mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物 ^{※2}	10 [230] mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物 ^{※2}	8 [15] mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅及びその化合物	3mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2mg/L 以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 ^{※1}	380 (125) mg/L 未満	
窒素含有量 ^{※1} ^{※4}	240 (150) mg/L 未満	
りん含有量 ^{※1} ^{※4}	32 (20) mg/L 未満	
ダイオキシン類 ^{※3}	10pg/L 以下	

注：1. () 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適応する基準。

2. 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の [] の排除基準は海域を放流先とする終末処理場の処理区の場合に適用
3. 規制対象となる事業場のみ適用。
4. 水濁法第3条第1項の規定により環境省令に定められた窒素含有量又はりん含有量についての排出基準がその放流水に適用される下水道に排除する下水にのみ適用。

「下水道法施行令」(昭和34年4月22日政令第147号)
 「仙台市下水道条例」(昭和35年10月10日仙台市条例第19号)
 「塩竈市下水道条例」(昭和37年3月31日塩竈市条例第13号)
 「多賀城市下水道条例」(昭和53年3月15日多賀城市条例第11号)
 「七ヶ浜町下水道条例」(昭和55年3月25日七ヶ浜町条例第12号)
 「利府町下水道条例」(昭和54年12月21日利府町条例第14号)より作成

カ. 地下水の水質

(7) 環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6.2.7-38のとおりである。また、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等24項目が「要監視項目」とされ、水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。要監視項目の指針値は、表6.2.7-39のとおりである。

表 6.2.7-38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 注：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）より作成〕

表 6.2.7-39 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）地下水

項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロロニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月、環水大水発第0911300004号・環水大土発第091130005号)より作成

キ. 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っており、地下水採取の規制地域等は、図6.2.7-9のとおりである。

計画地は「宮城県公害防止条例」に基づく地下水採取規制地域に含まれないが、「工業用水法」に基づく地下水採取規制の指定地域に含まれる。

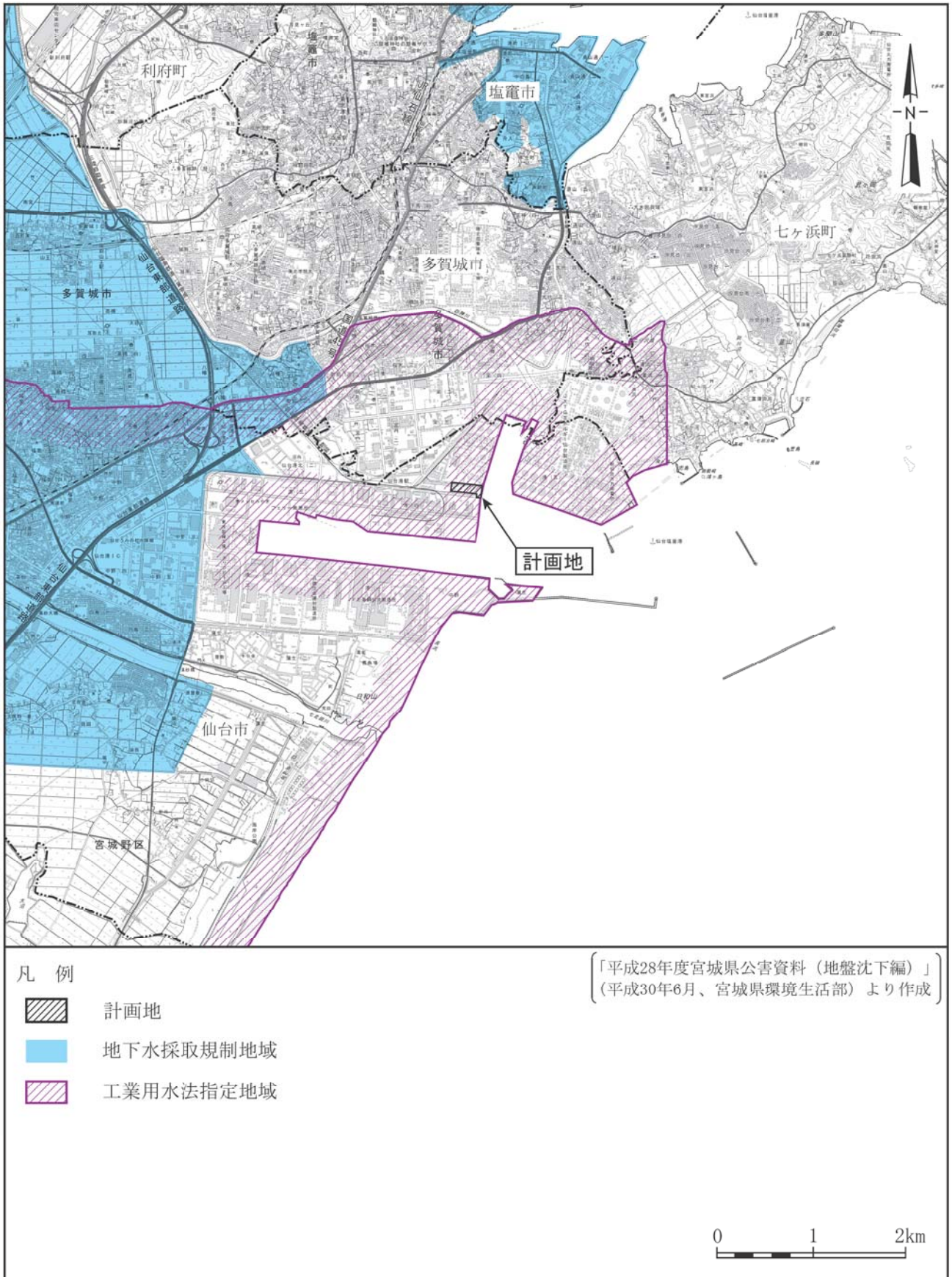


図 6.2.7-9 地下水採取の規制地域等

ク. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は29項目について設定されている。土壌汚染に係る環境基準は、表6.2.7-40のとおりである。

表 6.2.7-40 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地 (田に限る。) で土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地 (田に限る。) で土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン※	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

注：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

5. シス-1,2-ジクロロエチレンは、2019年4月より1,2-ジクロロエチレンに変更された。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号)より作成〕

ケ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表6.2.7-41のとおりである。

表 6.2.7-41 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 注：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）より作成

コ. 日照障害

(7) 日影規制

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制の状況は、表6.2.7-42及び図6.2.7-10のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、日影規制の対象地域ではない。

表 6.2.7-42(1) 日影規制（仙台市）

対象地域 ^{※1}	建築基準法別表第4(に)欄 ^{※2}	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
				敷地境界線から10m以内	敷地境界線から10m超
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域	(1)	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	(2)	高さ10m超	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域、 準工業地域	(3)	高さ10m超	4.0m	5時間	3時間

注：1. 工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がない。

2. 建築基準法においては以下の基準が定められている

- (1) 敷地境界線から10m以内は3時間（道の区域内：2時間）、10m超は2時間（道の区域内：1.5時間）
 (2) 敷地境界線から10m以内は4時間（道の区域内：3時間）、10m超は2.5時間（道の区域内：2時間）
 (3) 敷地境界線から10m以内は5時間（道の区域内：4時間）、10m超は3時間（道の区域内：2.5時間）

「建築基準法」（昭和25年5月、法第201号）

「宮城県建築基準条例」（昭和35年7月21日宮城県条例第24号）より作成

表 6.2.7-42(2) 日影規制（仙台市以外）

対象地域※1		建築基準法 別表 第4(に)欄※2	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
					敷地境界線 から10m 以内	敷地境界線 から10m 超
第一種低層住居 専用地域、 第二種低層住居 専用地域	高度地区の 区域	(1)	軒の高さ 7m超又は 3階以上	1.5m	3時間	2時間
	高度地区 以外の区域	(2)	軒の高さ 7m超又は 3階以上	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域		(2)	高さ10m超	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、		(2)	高さ10m超	4.0m	5時間	3時間

注：1. 近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がない。

2. 建築基準法においては以下の基準が定められている

- (1) 敷地境界線から10m以内は3時間（道の区域内：2時間）、10m超は2時間（道の区域内：1.5時間）
- (2) 敷地境界線から10m以内は4時間（道の区域内：3時間）、10m超は2.5時間（道の区域内：2時間）

〔「建築基準法」（昭和25年5月、法第201号）
「宮城県建築基準条例」（昭和35年7月21日宮城県条例第24号）より作成〕



凡例

 計画地

「仙台市都市計画総括図」(平成29年、仙台市)
 「建築基準法」(昭和25年5月24日法第201号)
 「宮城県建築基準条例」(昭和35年7月21日宮城県条例第24号)より作成

	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
			敷地境界線から10m以内	敷地境界線から10m超
	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	3.0時間	2.0時間
	軒の高さ7m超又は3階以上	1.5m	4.0時間	2.5時間
	高さ10m超	4.0m	4.0時間	2.5時間
	高さ10m超	4.0m	5.0時間	3.0時間

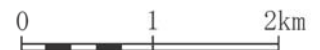


図 6.2.7-10 日影規制図

③ 景観の保全に関する条例

仙台市では、1995年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

2004年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、2009年3月17日に景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」を策定し、同年7月1日より施行されている。

仙台市全域を対象とした景観計画区域内では、建築物及び工作物に対する取組として、届出の対象となる行為と良好な景観形成のための行為の制限を定めている。計画地は、「市街地景観のゾーン」の流通業務地ゾーンに位置付けられており、届出対象行為及び行為の制限は、表6.2.7-43・44のとおりである。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、表6.2.7-45のとおり、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めているが、調査地域内に広告物景観地域、広告物モデル地区の指定はない。

表 6.2.7-43 届出対象行為等

届出対象規模（表のいずれかに該当するもの）	
建築物	高さが20mを超えるもの
	延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物	高さが30mを超えるもの
	延長が50mを超える橋りょう、高架道路、アーケード等
	高さが6mを超え、かつ延長が50mを超える擁壁 （道路に沿って築造されたもの）
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが30mを超えるもの

〔「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年3月16日仙台市条例第5号）より作成〕

表 6.2.7-44 景観計画区域（市街地景観ゾーン）における行為の制限

対象項目	市街地景観のゾーン	
	商業業務地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーン 流通業務地ゾーン、行楽地ゾーン	
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。 ・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。 ・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。 ・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 色相 5 R～5 Y の場合 彩度 6 以下 その他の場合 彩度 2 以下
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。

〔「仙台市『杜の都』景観計画」(平成21年3月、仙台市)より作成〕

表 6.2.7-45 屋外広告物に関する地域指定

地域	概要	該当する地域
禁止地域	広告物を掲出できない地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・風致地区 ・国立・国定・県立の自然公園、各種の都市公園、風致保安林、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域 ・国宝・重要文化財・県指定文化財・史跡名勝、天然記念物の指定地域内 ・古墳、墓地、火葬場・葬祭場・寺社・仏堂・教会などの敷地内 ・広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域 ・東北自動車道、仙台東部道路、三陸道、仙台南部道路、東北新幹線の市内全区間（道路については休憩所及び給油所を除く）及びその両側 500m 以内（商業地域を除く地域。ただし、市街化区域にあっては路面高以上の部分に限る。） ・東北本線、仙山線、仙石線の市内全区間
許可地域	禁止地域以外の場所 第一種～第三種に区分される	<ul style="list-style-type: none"> ■第一種許可地域 都市計画区域外の区域、市街化調整区域、第二種低層住居専用地域 ■第二種許可地域 第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域 ■第三種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のうち、市長が指定する幹線道路（一般国道 4 号線（仙台バイパス）、一般国道 45 号線の一部区間、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）の一部区間、主要地方道仙台・松島線（利府街道）の一部区間）の境界線から 30m 以内の地域

〔「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成30年4月改訂版、仙台市)より作成〕

(2) 行政計画・方針等

① ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020

「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」の基本構想は、21世紀半ばを展望して目指す都市の姿を示し、市民と行政とが共有しながら実現に向けて共に取り組む指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、表6.2.7-46のとおり都市像の実現を牽引する4つの重点政策を定めている。また、基本計画では、区別計画が定められており、計画地の位置する宮城野区における主な施策の基本方向は、表6.2.7-47のとおりである。宮城野区における地域区分は、図6.2.7-11のとおりである。このうち計画地は「東部住宅・産業・田園地域」に位置しており、「東部住宅・産業・田園地域」の基本方向は、表6.2.7-48のとおりである。

表 6.2.7-46 重点政策

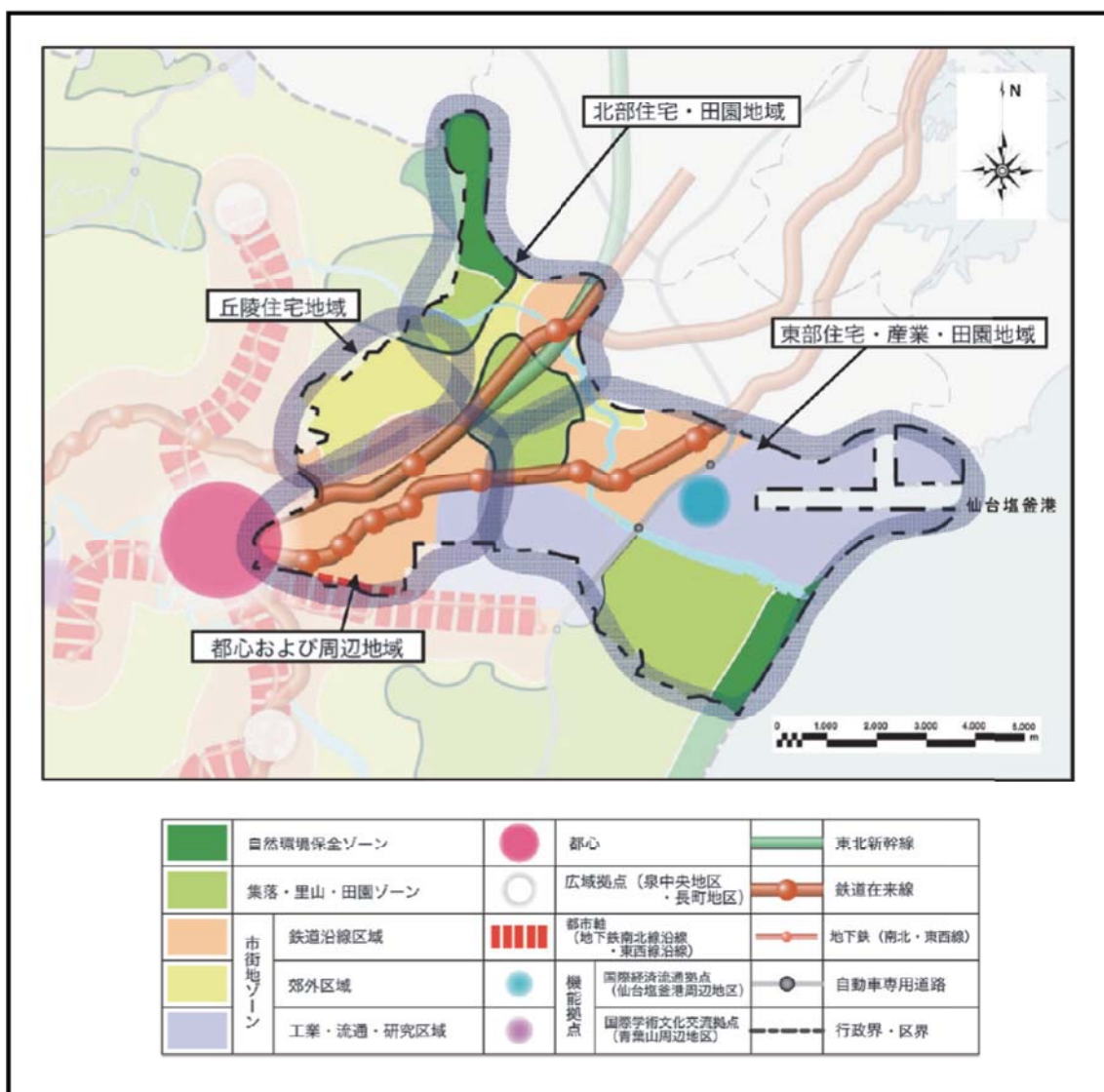
重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年、仙台市)より作成〕

表 6.2.7-47 宮城野区における主な施策の基本方向

<p>自然の恵みと調和しつつ、安全・安心の宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。 ・区的地勢的状况や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。 ・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。 ・老朽化がみられる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防犯対策の向上を図ります。 ・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。 ・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。 ・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる広がりに向けて、積極的な支援策を展開します。
<p>広く交流し、活力あふれる宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。 ・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。 ・地域が持つ魅力を掘り起こし、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。 ・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。 ・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。 ・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。
<p>人々が支え合い、共生する宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。 ・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対策を含む要保護児童対策を推進します。 ・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。 ・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。 ・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。 ・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。 ・マンション等の集合住宅における町内会の形成促進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
<p>生涯を通じて学び、次世代を育む宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが暮らす地元の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。 ・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。 ・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的な地域資源の良好な保存に努めます。 ・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。 ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組みます。 ・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に進めます。

〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年、仙台市)より作成〕



〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年、仙台市)より作成〕

図 6.2.7-11 宮城野区の地域区分図

表 6.2.7-48 宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向 (東部住宅・産業・田園地域)

東部住宅・産業・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。 ・仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称)仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 ・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。 ・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。 ・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。 ・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。
--------------	---

〔「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年、仙台市)より作成〕

② 杜の都環境プラン (仙台市環境基本計画)

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020 (改定版)」は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。

本プランは1997年3月に策定され、2011年3月に改定されている。その後2015年度に中間評価を実施し、2016年3月の改定を経て現在に至っている。本プランで掲げる「目指す環境都市像」と4つの「分野別の環境都市像」を表6.2.7-49に示す。環境都市像を実現するため、本プランでは、表6.2.7-50に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

表 6.2.7-49 「杜の都環境プラン」により目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

〔杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）〕（平成28年3月、仙台市）より作成

表 6.2.7-50 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市づくり	目標	■2020年度における温室効果ガス排出量を2010年度比で0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年度におけるごみの総量を360,000t以下とします。 ■2020年度におけるリサイクル率を35%以上とします。 ■2020年度における燃やすごみの量を305,000t以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年度におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■2020年度における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■2020年度における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

〔杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）〕（平成28年3月、仙台市）より作成

本プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域に大別し、それぞれの地域における土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、本事業が位置する市街地地域の指針は、表6.2.7-51のとおりである。

また、表6.2.7-52に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

表 6.2.7-51 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

	基本的な考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
市街地地域	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 ○移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ○限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 ○生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 ○野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 ○健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 ○健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

〔「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）」（平成28年3月、仙台市）より作成〕

表 6.2.7-52 「杜の都環境プラン」に掲げる開発事業等における段階別の環境配慮の指針

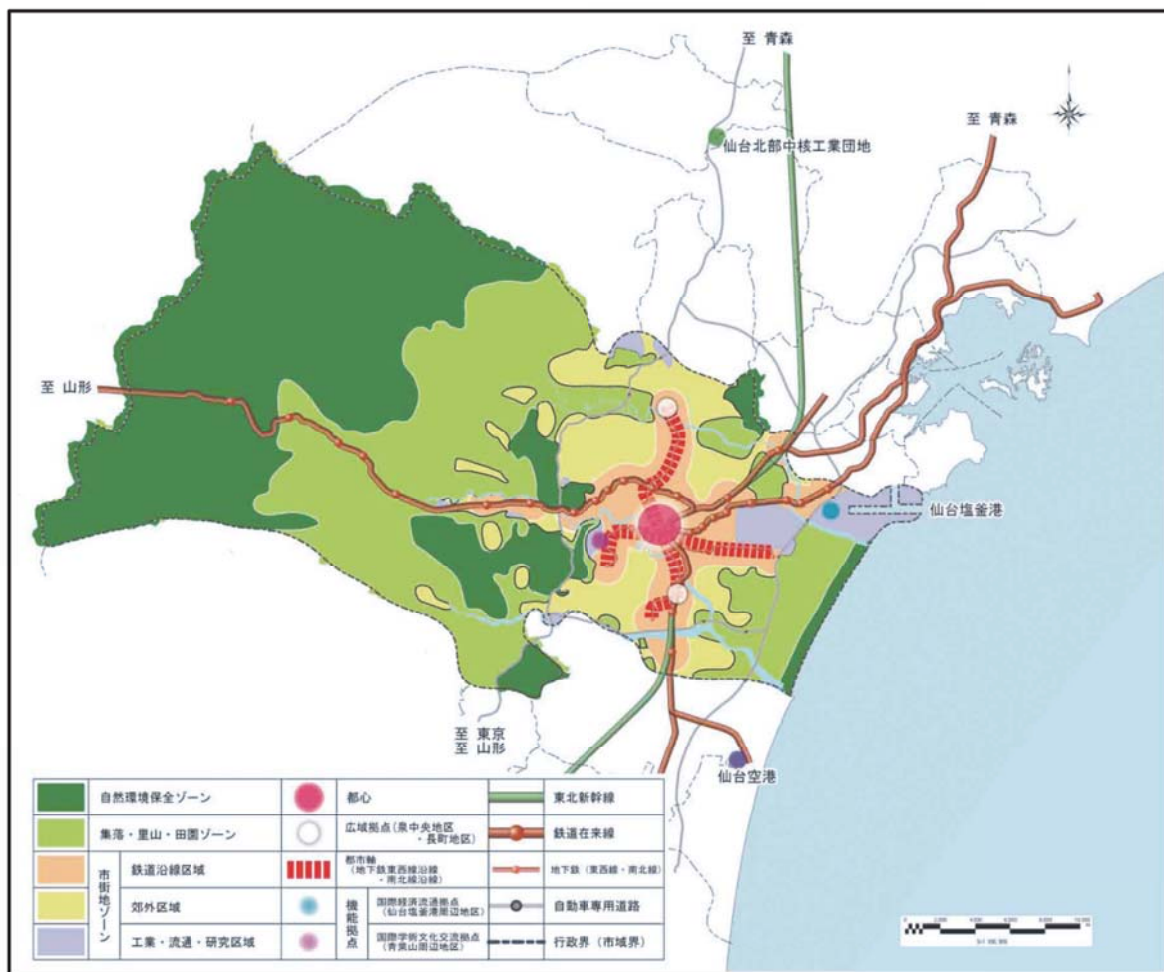
(1) 企画 段階	基本的な 考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(2) 計画 段階	基本的な 考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(3) 実施 段階 以降	基本的な 考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

〔「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）」（平成28年3月、仙台市）より作成〕

③ 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定されたものである。東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や市がめざす都市像の変更に対応して、2012年3月に改定されている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、図6.2.7-12のとおり「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の3つに区分して土地利用の基本方針が定められている。計画地は「市街地ゾーン(工業・流通・研究区域)」に位置する。また、表6.2.7-53のとおり今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向が示されている。



〔「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」(平成28年、仙台市)より作成〕

図 6.2.7-12 宮城野区の地域区分図

表 6.2.7-53(1) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した 持続可能な潤いある都市	【土地利用】 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
		拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
		都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
		良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
		郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
		自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
	【交通】 公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
		便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
		環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
	【防災・環境】 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	災害に強く安全で、安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
		エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築

〔「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成28年、仙台市）より作成〕

表 6.2.7-53(2) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市	【緑・景観】 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
		風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
	【市民協働】 きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
		市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

〔「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」(平成28年、仙台市)より作成〕

④ 仙台市みどりの基本計画

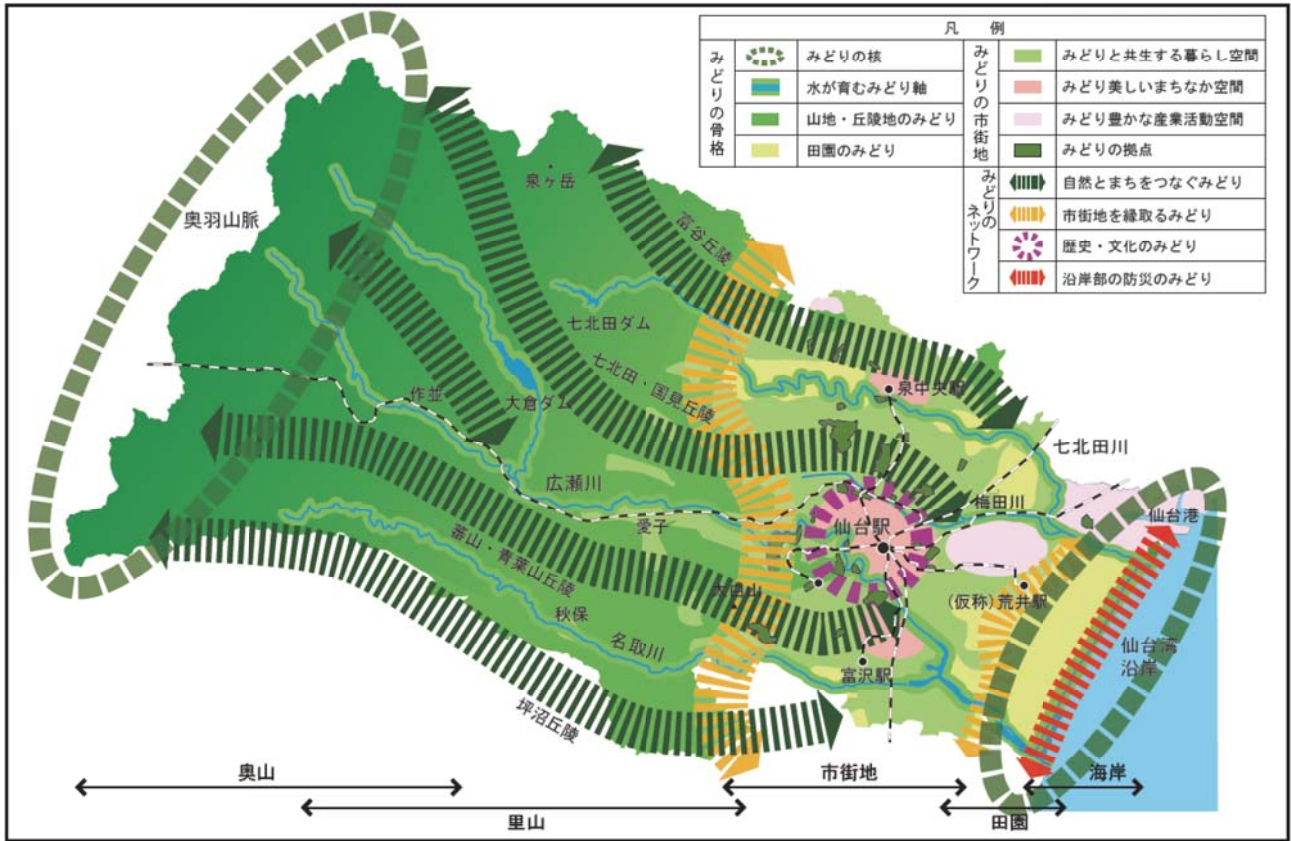
仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、2012年度から2020年度までを計画期間として策定されたものである。

仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、表6.2.7-54に示す5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」将来像は、図6.2.7-13のとおりである。

表 6.2.7-54 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(平成24年、仙台市)より作成〕



〔「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」(平成24年、仙台市)より作成〕

図 6.2.7-13 「百年の杜」将来像

⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020 (改定版)」における低炭素都市づくりに関する部門別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るに必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、2020年度における温室効果ガス排出量を2010年度比で0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策(施策体系)は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020 (改定版)」の分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした5つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

地球温暖化対策推進計画の概要は、表6.2.7-55のとおりである。

表 6.2.7-55 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020年度における市域の温室効果ガス排出量を2010年度比で0.8%以上削減
実施施策 (施策体系)	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点1 エネルギー自律型のまちづくり 重点2 低炭素な交通利用へのシフト 重点3 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 重点4 3R×Eで低炭素 重点5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点6 せんだいE-A c t i o n

〔「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成28年、仙台市)より作成〕

⑥ 仙台市「杜の都」景観計画

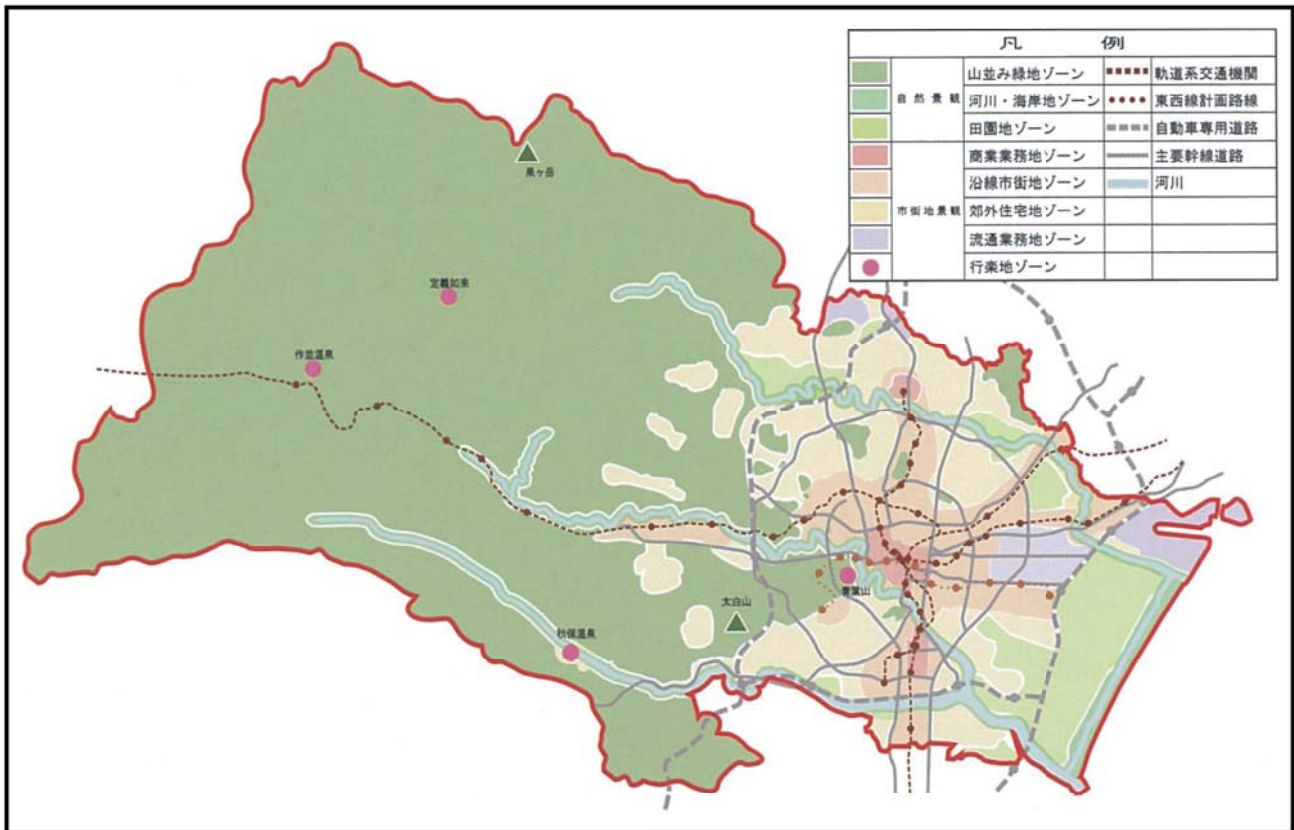
景観に関する総合的な法律として2004年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、2009年3月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表6.2.7-56及び図6.2.7-14のとおり市全域(景観計画区域)を8つのゾーンに分け、ゾーンごとの特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「流通業務地ゾーン」に位置付けられている。

表 6.2.7-56 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着いた感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着いた風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

〔「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年、仙台市)より作成〕



〔「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年、仙台市)より作成〕

図 6.2.7-14 景観計画区域の8つのゾーン区分